

# 新型コロナウイルス緊急対策事業（母子保健）実施要綱

## 第1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることなどから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障がい等が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。

このため、以下の事業を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を行い、安心して出産・育児を行えるようにすることを目的とする。

## 第2 実施主体

実施主体は福島県とする。

## 第3 事業内容

### 1 妊産婦への支援強化事業

#### (1) 事業の目的

新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦については、本人の希望を踏まえ、保健師等による訪問や電話相談などで継続的に不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添ったケア支援を実施する。この事業の実施に必要な事項は、「妊産婦への支援強化事業実施要領」で定める。

#### (2) 支援対象者

新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦で、退院後、福島県内で支援を希望する者（ただし、退院後の居住地が中核市である者を除く。）

#### (3) 実施方法

ア チラシの配布等による市町村や医療機関等への事業の周知

イ 支援の対象となる妊産婦の把握

(ア) 医療機関からの情報提供

(イ) 妊産婦本人からの相談

ウ 保健師等による訪問や電話相談等の実施

#### (4) 支援実施者

各保健福祉事務所の保健師等

### 2 妊婦に対する新型コロナウイルス検査事業

#### (1) 事業の目的

不安を抱える妊婦が分娩前に新型コロナウイルス検査を行った場合の検査料を助成する。

#### (2) 検査の対象

ア 福島県内に住民票を有する者のうち、分娩予定日の概ね2週間以内（早産のリスク等の妊婦の状況に応じて検査時期が異なる場合を含む。イにおいて同じ。）にPCR等検査を受けた者。

イ 福島県内の医療機関で分娩予定日の概ね2週間以内にPCR等検査を受けた者（アに掲げる者を除く。）。

ウ ア及びイのうち、医療機関からPCR等検査料の控除を受けた者又は他の自治体から

助成を受けた者は助成の対象外とする。

(3) 助成額及び回数

助成額は、20,000円を限度とし、妊婦1人につき1回とする。

(4) 検査の実施体制

ア 検査実施機関は、以下の(ア)～(エ)とする。

(ア) 妊婦健診先医療機関

(イ) 分娩予定の医療機関

(ウ) 帰国者・接触者外来

(エ) 上記以外で、下記イに記載する要件を満たす機関

イ 検査実施機関は、以下(ア)及び(イ)の内容を全て満たす必要がある。

(ア) 適切な検査体制の整備

新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは空間的分離、もしくは時間的分離による検査体制を整備していること。

(イ) 妊婦への適切な検査前説明

検査を希望する妊婦本人へ「検査説明書」(別添1)により丁寧に説明すること。

(5) 実施方法

ア チラシの配布等による市町村や医療機関等への事業の周知

イ かかりつけ産婦人科医等による妊婦への適切な検査前の説明

ウ 「検査申請書」(別添2)を妊婦に記入してもらい、医療機関において5年間保管

エ PCR等検査の実施

オ 検査結果の告知

カ 発生届の提出(陽性になった場合)

本事業による新型コロナウイルス検査を実施し、新型コロナウイルス感染症と診断した場合、確定患者としての発生届を管轄の保健所へ直ちに提出

(6) 検査料の支払・助成

ア 医療機関への支払

妊婦が福島県内の医療機関(中核市に所在する医療機関を除く。)で検査を受け、検査料から20,000円を上限とする控除を受けた場合、県は医療機関と締結した「妊婦に対する新型コロナウイルス検査に関する事務契約書」に基づき、医療機関に検査料を支払う。

イ 妊婦への助成

妊婦が検査料の全額を医療機関に支払った場合、県は別に定める「妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の償還払に関する要領」に基づき、妊産婦に検査料を助成する。

#### 第4 留意事項

- 1 当事業の利用に当たっては、当事業を利用する妊産婦から利用料は原則徴収しない。
- 2 第3の1及び2を実施するに当たり、当県に住民票がない妊産婦に対しても支援の対象とする。
- 3 第3の2を実施する場合、中核市と十分連携を確保した上で、関係団体や周産期医療機関及び検査実施機関等と調整を行う。

#### 第5 個人情報情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

第6 その他

- 1 事業の実施に当たっては、支援を受ける妊産婦のプライバシーに十分配慮するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。